

新型コロナウイルスの発生に関する注意喚起(その75)

令和3年12月13日

在シンガポール日本大使館

1 12月10日、シンガポール保健省(MOH)は、5歳から11歳までの児童に対するワクチン接種の開始、18歳から29歳までの人に対するブースター接種プログラムの拡大について公表しました。詳細は以下の保健省(MOH)HPをご確認ください。

<https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/extension-of-primary-series-vaccination-to-children-aged-5-to-11-years-and-booster-vaccination-to-all-individuals-aged-18-to-29-years>

(1) 関係省庁タスクフォースは、COVID-19 ワクチン接種に関する専門家委員会(EC19V)からの5歳から11歳までの児童に対する小児用量ファイザーBioNTech/Comirnaty COVID-19 ワクチン使用に関する勧告を受け入れました。このグループへのワクチン接種は、ワクチンの配送を受けたのち、年末前に開始されます。

また、2021年12月14日から、保健省(MOH)は、18歳から29歳までの人にブースター接種プログラムを拡大します。

〈HSAが承認した5歳から11歳までの児童向けファイザーBioNTech/Comirnaty ワクチン〉

(2) 2021年12月10日、保健科学庁(HSA)は、5歳から11歳までの児童向け小児用量ファイザーBioNTech/Comirnaty COVID-19 ワクチンの使用を承認しました。これは、HSAがこの年齢層へのシンガポールでの使用を承認した最初のCOVID-19 ワクチンになります。

(3) COVID-19 ワクチン接種に関する専門家委員会(EC19V)も、この年齢層への使用を勧告していました。EC19Vは、特にコミュニティーで継続する感染とオミクロン変異株の出現も踏まえ、ファイザーBioNTech/Comirnaty ワクチンの5歳から11歳までの児童への小児用量接種によるベネフィットがリスクを上回ると評価しました。EC19Vは、中度から重度の慢性疾患を有する児童が優先的にワクチン接種することを推奨しています。

(4) 5歳から11歳までの児童へのファイザーBioNTech/Comirnaty ワクチンの勧告接種量は、12歳以上への接種量の3分の1です。つまり、2回の小児用量(各10マイクログラム)を少なくとも21日間隔で接種することになります。

(5) 保健省 (MOH) は、ファイザーBioNTech 社と COVID-19 ワクチンの新しい供給契約を締結し、ワクチンは 12 月末までに到着する予定です。MOH は、教育省 (MOE) および幼児育成庁 (Early Childhood Development Agency (ECDA)) と協力して、この就学年齢層のワクチン接種を展開し、年末前にワクチン接種を開始する予定です。詳細は MOE と ECDA からまもなく発表されます。

〈18 歳から 29 歳までの人へのブースター接種の拡大〉

(6) ワクチンの初期接種は重症化に対して優れた防御力を提供しますが、若者でもペースは遅いものの、時間の経過とともに感染に対する防御が弱まるというデータがあります。このため EC19V は、18 歳から 29 歳までの人へのブースターワクチン接種が COVID-19 に対する防御のため有益であると評価しました。2021 年 12 月 14 日から、ブースター接種プログラムを 18 歳から 29 歳までの人に拡大します。すべての対象者は、初期ワクチン接種を完了してから 5 か月後に mRNA ワクチンのブースター接種を受けることができるようになります。

(7) 対象者は、ブースター接種の予約を入れるように連絡を受けません。www.vaccine.gov.sg で予約するための個人個人の予約リンクが記載された SMS が、登録されている携帯電話番号に送信されます。ワクチン接種センター (Vaccination Centre) または対象の Public Health Preparedness Clinic でブースター接種を受けることができます。

〈COVID-19 レジリエンスに向けた集団的取り組み〉

(8) これまでに、対象人口の 96%、総人口の 87% が接種を完了したか 2 回の COVID-19 ワクチンを接種しました。総人口の 30% がブースター接種を受けました。

(9) これは励みになりますが、特に今後数か月の間に世界中に定着する可能性が高いオミクロン変異株の出現を考えると、より多くの人々がワクチン接種とブースター接種を受ける必要があります。ワクチン接種とブースター接種は、未知で感染力の強い COVID-19 変異株に対する最善の防衛策です。

(10) したがって、保健省 (MOH) は、ブースター接種対象者のすべての人に、待つことなく、可能な限り速やかに接種することを推奨します。ブースター接種をするに際し、2 種類の mRNA ワクチンは、相互互換的に扱われます (注: 初期接種でファイザー、ブースター接種でモデルナ、またはその逆も可)。ブースター接種の資格があるが、SMS を受信していない人は、どのモデルナ・ワクチン接種センターでも、予約なしでブース

ター接種を受けることができます。

2 日本では、現在、検疫が強化されています。「オミクロン株に対する指定国・地域からのすべての入国者に対する検疫の強化」の詳細については、次の日本国外務省 URL の3. (2)をご参照ください。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4_005130.html

3 シンガポール保健省 (MOH) は、シンガポール国内における感染者数及び予防接種状況等関連情報を以下の保健省HPで公表しています。

(保健省HP) <https://www.moh.gov.sg/>

4 シンガポール国外でワクチンを接種して新規に入国する就労パス保持者 (Employment Pass、S Pass、Dependant's Pass) 及び学生パス保持者 (Student's Pass 及び同行者) については、Stay Home Notice 終了後 2 週間以内にワクチン接種状況確認手続 (抗体検査を含む) を行うことが義務づけられています。手続は一部日系クリニックも含む保健省登録のクリニックで受付けています。詳細は次の URL をご参照ください。

https://www.sg.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00355.html

5 日本帰国時には、検疫所へ「出国前72時間以内の検査証明書」の提示が必要です。提示できない場合、検疫法に基づき、日本への上陸が認められないこととなります。

検査証明書は、シンガポールの認定クリニックにより交付される digital PDT certificate (Memo on Real Time RT-PCR Swab Test Result) を印刷したものを提示いただくことで足り、必ずしも日本の「所定のフォーマット」の使用の必要はありません (シンガポールの認定クリニック発行の digital PDT certificate (Memo on Real Time RT-PCR Swab Test Result)) であれば、性別、医療機関住所の記載及び医療機関の印影がなくてもかまいません)。シンガポールにおける検査方法は <https://safetravel.ica.gov.sg/departing/overview> (シンガポール政府サイト) をご参照ください。

また、空港の制限エリア内において、ビデオ通話及び位置確認アプリのインストール並びに誓約書に記載された連絡先の確認が行われます。

詳細は次の URL をご参照ください。

https://www.sg.emb-japan.go.jp/itpr_ja/keneki_0108.html

6 日本国政府は、8月1日 (日本時間) から在留先でのワクチン接種に懸念等を有す

る海外在留邦人等を対象とした新型コロナワクチン接種事業のインターネット予約受付を開始しています。本事業での接種を希望される方は、以下の外務省海外安全HPに掲載されている特設サイトを通じて事前の予約をお願いします。

(海外安全HP) <https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/vaccine.html>

7 日本国警察庁は、日本の運転免許証の更新について、海外に滞在されている皆様が活用可能な手続きを一覧で公表しています。

(警察庁 HP「海外滞在者の自動車運転免許証の更新等に係る特例について」)

https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/menkyo/kaigai_tokurei.html

8 航空会社各社は、新型コロナウイルスの発生により、路線の減便等の措置を実施しています。詳細は各社HPを確認下さい。

(日本航空HP)

<https://www.jal.co.jp/jp/ja/info/2020/other/flysafe/flights-service/#inter>

(全日空HP)

<https://www.anahd.co.jp/ja/jp/topics/notice200206/#2>

(シンガポール航空HP)

https://www.singaporeair.com/en_UK/sg/media-centre/news-alert/?id=k88gnin9

(シンガポール・エアライングループにおけるチャンギ空港におけるトランジット対象地域も同HPを御参照下さい。)

9 外務省海外安全ホームページ、厚生労働省ホームページ、シンガポール保健省ホームページなどの最新情報を収集し引き続き感染予防に努めて下さい。

●首相官邸ホームページ

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

●外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

●法務省ホームページ

<http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/20200131comment.html>

●厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

●厚生労働省検疫所ホームページ

<https://www.forth.go.jp/news/20200129.html>

●シンガポール保健省(MOHホームページ)

<https://www.moh.gov.sg/>

(参考)シンガポール政府は WhatsApp の専用チャンネルを設け情報を提供していま

す。(チャンネル登録: <https://go.gov.sg/whatsapp>)

在シンガポール日本国大使館

TEL:6235-8855

FAX:6733-5612

E-mail : ryoji@sn.mofa.go.jp

http://www.sg.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html